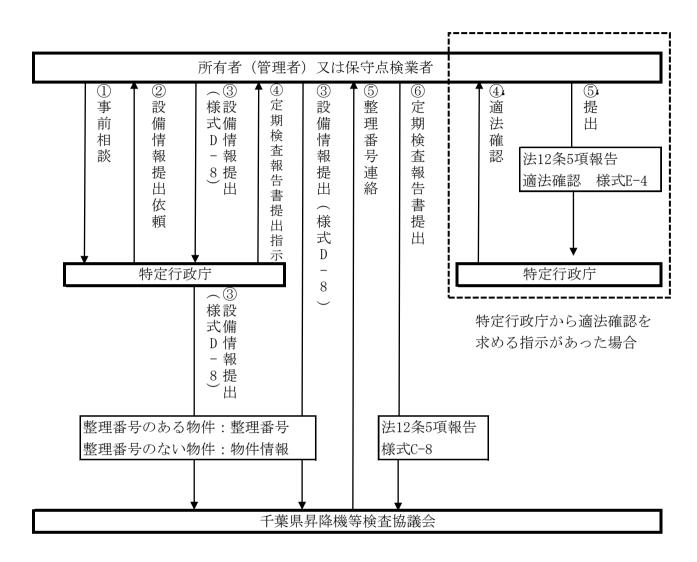
「検査済証」の交付されていない昇降機の定期検査報告を希望する際のフロー

「検査済証」未交付の昇降機の定期検査報告を希望する場合については、下記フローのとおり取扱うこととする。なお、詳細については各特定行政庁に確認すること。



- ① 「検査済証」の交付されていない昇降機の定期検査報告を希望する場合は、当該建築物所在地の 所轄の特定行政庁に事前に相談を行う。
- ② 特定行政庁は、所有者(管理者)又は保守点検業者に対し当該昇降機の設備情報(様式D-8) の提出を依頼する。
- ③ 所有者(管理者)又は保守点検業者は、当該昇降機の設備情報(様式D-8)を特定行政庁に 確認の上、特定行政庁又は協議会に提出する。
- ④ 定期検査報告提出(フロー④)とは別に、適法確認を求める場合(フロー④´)があるので、報告内容等詳細については所轄の特定行政庁に確認すること。
- ⑤ 協議会は、物件情報をもとに整理番号を取得し、所有者(管理者)又は保守点検業者に連絡する。